## 令和3年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部(金ケ崎)工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数

20 事 業 所

年 間 総 給 水 量 13,389,295 立方メートル

う ち ろ 過 水 量 5,803,500 立方メートル

- 日 平 均 給 水 量 36,683 立方メートル

うちろ過水量

15,900 立方メートル

(2) 主要建設事業

事	業	名	施行	場所	事	業	費	事	業	概	要
第一北上中部	北上市地	1内	6,	, 955, 03	37 千円	浄水場工事等					

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入

第1款 工業用水道事業収益 1,596,325千円

第1項 営 業 収 益

880,774 千円

第2項 事 業 外 収 益

715,551 千円

支  $\mathbb{H}$  第1款 工業 用水道事業費用872,949千円第1項 営業 費 用833,293千円第2項 財務 費 用39,111千円第3項 事業外費用45千円第4項 予 備 費500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,593 千円は、当年度分消費税及 び地方消費税資本的収支調整額356,593 千円で補塡するものとする。)。

	収		入				
第1款	資	本	的	収	,	入	8,007,280 千円
第1項	企		業			債	8,006,800 千円
第2項	雑		収			入	480 千円
	支		出				
第1款	좔	本	的	支		出	8,363,873 千円
第1項	建		設			費	6,955,037 千円
第2項	改		良			費	1,052,392 千円
第3項	企	業	債	償	還	金	356,444 千円
(債務負担)	旦行為	)					

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)(期 間)(限 度 額)第二浄水場配水管布設工事令和3年度から令和4年度まで219,000千円第三浄水場遠方監視制御装置等機能増設工令和3年度から令和4年度まで31,000千円事金ケ崎ろ過施設(第二期)高圧受電設備他令和3年度から令和4年度まで127,000千円

更新工事

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起	債	の	目	的	限	度	額	起	債	の	方		法	利	償	還	Ø	方	法
建設改良事業				8, 0	06, 800	千円	普通	負債借又	スは証券	発行。	証券	発	年9%以内(ただし、利率見直し方	借	入先の融資	資条件によ	<b>こる。たた</b>	ごし、	
						行の組	目目は、	知事が	定める			式で借り入れる公的資金について、利	財政	の都合に。	より償還年	F限を短縮	首し、		
												率の見直しを行った後においては、当	又は	繰上償還を	:すること	ができる	0		
														該見直し後の利率)					

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,007,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、 議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

164,509 千円

(2) 交 際 費

50 千円

令和3年2月17日提出

岩手県知事 達 増 拓 也